

平成 29 年度

「消費生活相談員資格」指定講習実施要領（札幌会場）

主催 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 北海道支部

消費生活専門相談員等*の資格試験合格者で、平成 28 年 4 月 1 日から遡って 5 年間に於いて通算 1 年以上相談業務に従事していない方が「消費生活相談員資格試験合格者」としてみなされるために受講が必要な指定講習を下記の要領で開催いたします。また、指定講習受講が必要でない資格試験合格者の方どなたでも受講できます。皆様のご参加をお待ちしております。 ※消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント

【日時】 平成 29 年 6 月 24 日(土) 9 時 20 分～16 時 50 分

【会場】 札幌エルプラザ 2階 消費者サロン1・2

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 3 丁目

【定員】 30 名（先着順に受け付けます）

【受講料】 受講料 7,500 円、指定講習修了書発行手数料 1,000 円（修了書が必要な方のみ）

【申込方法】 いずれかの方法でお申し込み願います。

・「受講申込書」に必要事項を記載し、郵送（ハガキ可）orFAXでお申込みください。

〒060-0042 札幌市中央区大通西18丁目1-43 プレジャー大通西18-108

（公社）全国消費生活相談員協会 北海道支部 宛

FAX 011-622-2725

・Email hokkaidozenso@gmail.comに 受講申込書の必要事項を送信願います。

【申込締切】 6 月 16 日(金)必着 * 申込受付後、受講決定通知書を送付します。

【受講料支払方法】 受講決定通知書受け取り後、1週間以内に以下の口座にお支払いください。

郵便振替口座 02770-1-95840

加入者 全国消費生活相談員協会北海道支部

*キャンセルされる場合は、6 月 17 日(木)までにお申し出ください。実費、振込み手数料を差し引き返金いたします。なお、それ以降のキャンセルは返金できません。

【終了証・受講証明書について】

指定講習を修了するためには、5科目全ての受講を修了することが必要です、複数の指定講習実施機関で受講することも可能ですが、今回の指定講習では 1 日のみですべての科目の受講が可能です。

各科目受講後、研修報告書の提出が必要です。全科目の研修報告書提出後、「指定講習修了証」を交付いたします。全科目受講できなかった場合は、受講された科目に限り研修報告書提出後、「指定講習受講証明書」を交付いたします。

【参考】

	指定講習会科目
1	商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目
2	消費者行政に関する法令に関する科目
3	消費生活相談の実務に関する科目
4	消費生活一般に関する科目
5	消費者のための経済知識に関する科目

【カリキュラム】

時間	科目	内容	講師
9:20～9:30		オリエンテーション	全国消費生活相談員協会 北海道支部 会員
9:30～10:40	1	繊維製品のクリーニングトラブルとその対応	消費生活相談員 伊藤 美恵子
10:50～12:00	2	情報通信サービスに関する法令	消費生活相談員 森田 紀子
12:50～14:10	3	(実習)相談の聴き取りと対応方法	消費生活相談員 中井 悦子
14:20～15:30	4	国・地方における消費者行政	消費生活相談員 坂井 千映
15:40～16:50	5	エネルギー需給の現状と省エネルギー対策	消費生活相談員 山口 博美

※都合により、講師やカリキュラムが変更になる場合があります。予めご了承ください。

===== 切り取らずそのままFAXしてください =====

指定講習受講申込書 **FAX 011-622-2725** (月 日 申込)

ふりかな	
氏名	性別 年齢 (男 ・ 女) 歳 代
住所〒	
連絡先電話番号(日中連絡がとれる番号をお書きください)	FAX 番号(受信可能な番号をお書きください)
メールアドレス (お持ちの方)	※指定講習修了証明書 ※受講料 (要 ・ 不要) ()円
勤務先・所属団体名	全相協会員 (一般 ・ 全相協会員)
請求書・領収書	※ 原則、〒振替払込受領書を領収書にかえさせていただきます。 別行政宛て請求書、領収書等が必要な場合は、宛名、内訳等 詳しくお書きください。

===== 以下、主催者記入欄 =====

受講決定通知

様

上記の申込について、受講を決定しましたので通知します。

